

平成25年2月吉日

中小企業の皆様へ

京都北都信用金庫
理事長 森屋 松吉

中小企業金融円滑化法期限到来後の対応について

当金庫は地域金融機関として、これまでからお客様の資金需要や貸付条件の変更等のお申込みに対し、お申込み内容や抱えておられる課題などを十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組んで参りました。

この度、平成25年3月31日に中小企業金融円滑化法（中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律）の期限が到来しますが、お客様への親身な対応、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努める当金庫の取り組み姿勢は何らかわりございません。

引き続き、地域金融機関として、コンサルティング機能を積極的に発揮し、お客様の立場に立って、共に経営課題などの解決に取り組んで参ります。

貸付条件の変更などのご相談については、これまで同様、京都北都信用金庫の本支店窓口もしくはお客様サポートセンターへお申し付けください。

【貸付条件の変更等に関する相談窓口】

相談窓口	受付日／受付時間		電話番号	その他
本支店窓口	平日	9：00～15：00	(各支店の電話番号)	
お客様サポートセンター	平日	9：00～17：00	0120-4910-86	携帯電話からは繋がりません